

定住自立圏形成協定 変更協定書

延岡市 五ヶ瀬町

平成31年3月20日変更

定住自立圏形成協定変更協定書

延岡市（以下「甲」という。）と五ヶ瀬町（以下「乙」という。）は、平成22年1月7日に締結した定住自立圏形成協定の一部を次のとおり変更する。

1 別表第1の③に次のように加える。

権利擁護支援体制の充実	取組の内容	圏域住民に対する権利擁護支援体制を構築するため、成年後見制度の利用促進、権利擁護支援のための地域連携ネットワーク構築その他の必要な取組を行う。
	甲の役割	乙と共同し、成年後見制度の利用促進を図るための中核機関を設置し、運営するとともに、必要な調整を図る。
	乙の役割	甲と共同し、成年後見制度の利用促進を図るための中核機関を設置し、運営するとともに、必要な調整を図る。

2 この協定は、平成31年4月1日から効力を生じるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、それぞれその1通を保有する。

平成31年3月20日

甲 延岡市東本小路2番地1

延岡市

延岡市長 読谷山 洋司



乙 西臼杵郡五ヶ瀬町大字三ヶ所1670番地

五ヶ瀬町

五ヶ瀬町長 原田 俊平



定住自立圏形成協定(延岡市、五ヶ瀬町)新旧対照表

新		旧		備考欄
(略)	別表第1(第3条第1項第1号関係)	(略)	別表第1(第3条第1項第1号関係)	(略)
③福祉	<p>障がい児者に対する支援体制を構築するため、圏域の相談支援体制や療育体制の充実及び関係機関のネットワーク構築を推進する。</p> <p>(1)乙と共同して、精神障がい者に対する相談支援や地域移行支援、就労支援等の取組を進めるとともに、取組の調整を図る。</p> <p>(2)障がい児者の相談支援窓口の再編や集約化等、相談支援体制の充実強化を図るための取組を進める。</p> <p>(3)障がい児者の地域生活を強化していくため、乙と共同して関係機関や行政機関等を専用回線で結ぶイントラネットワークの研究を進めるとともに、研究にあたっての調整を図る。</p> <p>(1)甲と共同し、精神障がい者に対する相談支援や地域移行支援、就労支援等の取組を進める。</p> <p>(2)甲と共同し、障がい児者の相談支援窓口の再編や集約化等、相談支援体制の充実強化を図るための取組を進める。</p> <p>(3)障がい児者の地域生活を強化していくため、甲と共同して関係機関や行政機関等を専用回線で結ぶイントラネットワークの研究を進める。</p>	<p>取組の内容</p> <p>障がい児者に対する支援体制を構築するため、圏域の相談支援体制や療育体制の充実及び関係機関のネットワーク構築を推進する。</p> <p>(1)乙と共同して、精神障がい者に対する相談支援や地域移行支援、就労支援等の取組を進めるとともに、取組の調整を図る。</p> <p>(2)障がい児者の相談支援窓口の再編や集約化等、相談支援体制の充実強化を図るための取組を進める。</p> <p>(3)障がい児者の地域生活を強化していくため、乙と共同して関係機関や行政機関等を専用回線で結ぶイントラネットワークの研究を進めるとともに、研究にあたっての調整を図る。</p> <p>(1)甲と共同し、精神障がい者に対する相談支援や地域移行支援、就労支援等の取組を進める。</p> <p>(2)甲と共同し、障がい児者の相談支援窓口の再編や集約化等、相談支援体制の充実強化を図るための取組を進める。</p> <p>(3)障がい児者の地域生活を強化していくため、甲と共同して関係機関や行政機関等を専用回線で結ぶイントラネットワークの研究を進める。</p>	<p>取組の内容</p> <p>障がい児者に対する支援体制を構築するため、圏域の相談支援体制や療育体制の充実及び関係機関のネットワーク構築を推進する。</p> <p>(1)乙と共同して、精神障がい者に対する相談支援や地域移行支援、就労支援等の取組を進めるとともに、取組の調整を図る。</p> <p>(2)障がい児者の相談支援窓口の再編や集約化等、相談支援体制の充実強化を図るための取組を進める。</p> <p>(3)障がい児者の地域生活を強化していくため、乙と共同して関係機関や行政機関等を専用回線で結ぶイントラネットワークの研究を進めるとともに、研究にあたっての調整を図る。</p> <p>(1)甲と共同し、精神障がい者に対する相談支援や地域移行支援、就労支援等の取組を進める。</p> <p>(2)甲と共同し、障がい児者の相談支援窓口の再編や集約化等、相談支援体制の充実強化を図るための取組を進める。</p> <p>(3)障がい児者の地域生活を強化していくため、甲と共同して関係機関や行政機関等を専用回線で結ぶイントラネットワークの研究を進める。</p>	(略)
③福祉	<p>圏域住民に対する権利擁護支援体制を構築するため、成年後見制の利用促進、権利擁護支援のための地域連携ネットワーク構築その他必要な取組を行う。</p> <p>乙と共同し、成年後見制度の利用促進を図るための中核機関を設置し、運営するとともに、必要な調整を図る。</p> <p>甲と共同し、成年後見制度の利用促進を図るための中核機関を設置し、運営するとともに、必要な調整を図る。</p>	<p>取組の内容</p> <p>圏域住民に対する権利擁護支援体制を構築するため、成年後見制の利用促進、権利擁護支援のための地域連携ネットワーク構築その他必要な取組を行う。</p> <p>乙と共同し、成年後見制度の利用促進を図るための中核機関を設置し、運営するとともに、必要な調整を図る。</p> <p>甲と共同し、成年後見制度の利用促進を図るための中核機関を設置し、運営するとともに、必要な調整を図る。</p>	<p>取組の内容</p> <p>圏域住民に対する権利擁護支援体制を構築するため、成年後見制の利用促進、権利擁護支援のための地域連携ネットワーク構築その他必要な取組を行う。</p> <p>乙と共同し、成年後見制度の利用促進を図るための中核機関を設置し、運営するとともに、必要な調整を図る。</p> <p>甲と共同し、成年後見制度の利用促進を図るための中核機関を設置し、運営するとともに、必要な調整を図る。</p>	(略)
(略)	別表第1(第3条第1項第1号関係)	(略)	別表第1(第3条第1項第1号関係)	(追加)
(略)	別表第1(第3条第1項第1号関係)	(略)	別表第1(第3条第1項第1号関係)	(略)